



平成27年9月20日

「平成27年度地域別最低賃金」

大阪府の地域別最低賃金は10月1日より 858円です。

★平成27年度地域別最低賃金額答申状況のポイント

- ・改定額の全国加重平均額は798円(昨年度780円、18円の引上げ)
- ・全国加重平均額18円の引上げは、
最低賃金額が時給のみで示されるようになった平成14年度以降、最大の引上げ(昨年度は16円)
- ・最高額(東京都907円)と最低額(鳥取県等4県693円)の比率は、
76.4%(昨年度は76.2%)。なお、この比率が改善したのは平成15年度以来)

平成27年度地域別最低賃金改定状況

平成27年9月18日現在

都道府県名	最低賃金 時間額【円】	引上げ 額【円】	発効(予定)年月日	都道府県名	最低賃金 時間額【円】	引上げ 額【円】	発効(予定)年月日
北海道	764 (748)	16	平成27年10月8日	滋賀	764 (746)	18	平成27年10月8日
青森	695 (679)	16	平成27年10月18日	京都	807 (789)	18	平成27年10月7日
岩手	695 (678)	17	平成27年10月16日	大阪	858 (838)	20	平成27年10月1日
宮城	726 (710)	16	平成27年10月3日	兵庫	794 (776)	18	平成27年10月1日
秋田	695 (679)	16	平成27年10月7日	奈良	740 (724)	16	平成27年10月7日
山形	696 (680)	16	平成27年10月16日	和歌山	731 (715)	16	平成27年10月2日
福島	705 (689)	16	平成27年10月3日	鳥取	693 (677)	16	平成27年10月4日
茨城	747 (729)	18	平成27年10月4日	島根	696 (679)	17	平成27年10月4日
栃木	751 (733)	18	平成27年10月1日	岡山	735 (719)	16	平成27年10月2日
群馬	737 (721)	16	平成27年10月8日	広島	769 (750)	19	平成27年10月1日
埼玉	820 (802)	18	平成27年10月1日	山口	731 (715)	16	平成27年10月1日
千葉	817 (798)	19	平成27年10月1日	徳島	695 (679)	16	平成27年10月4日
東京	907 (888)	19	平成27年10月1日	香川	719 (702)	17	平成27年10月1日
神奈川	905 (887)	18	平成27年10月18日	愛媛	696 (680)	16	平成27年10月3日
新潟	731 (715)	16	平成27年10月3日	高知	693 (677)	16	平成27年10月18日
富山	746 (728)	18	平成27年10月1日	福岡	743 (727)	16	平成27年10月4日
石川	735 (718)	17	平成27年10月1日	佐賀	694 (678)	16	平成27年10月4日
福井	732 (716)	16	平成27年10月1日	長崎	694 (677)	17	平成27年10月7日
山梨	737 (721)	16	平成27年10月1日	熊本	694 (677)	17	平成27年10月17日
長野	746 (728)	18	平成27年10月1日	大分	694 (677)	17	平成27年10月17日
岐阜	754 (738)	16	平成27年10月1日	宮崎	693 (677)	16	平成27年10月16日
静岡	783 (765)	18	平成27年10月3日	鹿児島	694 (678)	16	平成27年10月8日
愛知	820 (800)	20	平成27年10月1日	沖縄	693 (677)	16	平成27年10月9日
三重	771 (753)	18	平成27年10月1日	全国平均	798 (780)	18	

※括弧書きは、平成26年度地域別最低賃金

★平成27年労働者派遣法改正法が成立しました。

参照:事務所だよりNo.164

- ・修正案により、施行日は平成27年9月1日より、平成27年9月30日となりました。
- ・「就業条件等の明示」により、平成27年10月1日から「労働契約申込みみなし制度」が施行されます。

★「労働契約申込みみなし制度」とは、

派遣先が違法派遣を受け入れた場合、その時点で、派遣先が派遣労働者に対して、その派遣労働者の派遣元における労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなされます。(違法派遣について、派遣先が善意無過失である場合を除きます。)

★労働契約申込みみなし制度の対象となる違法派遣

- ① 労働者派遣の禁止業務に従事させた場合
- ② 無許可の事業主から労働者派遣を受け入れた場合
- ③ 派遣可能期間を超えて労働者派遣を受け入れた場合
- ④ いわゆる偽装請負の場合